



従業員支援プログラム (EAP) のご案内

弁護士法人桑原事務所の従業員支援プログラム (EAP : Employee Assistance Program) は、弁護士による無料相談 (ご来所・お電話) を通じて、従業員の皆様を支援するサービスです。

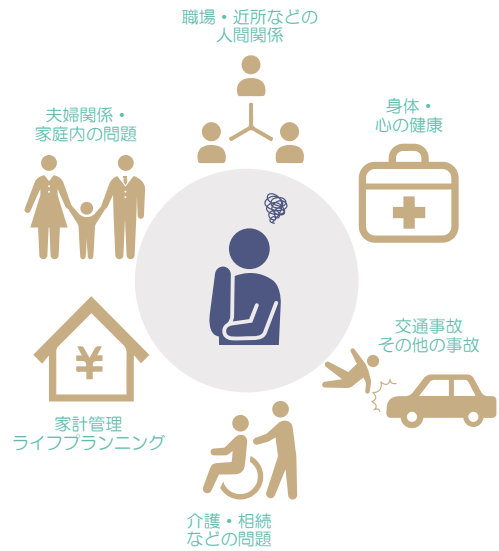
従業員の皆様は、日常生活のなかで、ときに多くの悩みを抱えていらっしゃると思います。

これらの悩みは、法的な知識等、専門的な知見がなければ解決できないものであることも多いのですが、さまざまな理由から専門家にアクセスできず (あるいはせず)、放置されてしまうことがあります。

このような悩みを放置してしまうと、問題の解決が先延ばしとなり、その分、その方が大きな精神的ストレスを抱えたり、各種損害を被ったりしてしまいます。

悩みの原因が、職場内にある場合はもちろん、職場外にある場合であっても、従業員の皆様が、大きな精神的ストレスを抱えるような事態に追い込まれてしまうと、仕事に集中できず、仕事上のパフォーマンスに大きな影響が出てしまいます。また、これにより、精神的な健康を害するようなことがあれば、休職や退職に追い込まれてしまうこともあり得ます。

このような事態は、従業員の皆様にとって望ましくない事態であることはもちろんのこと、貴社にとっても、著しい生産性の低下を招くものとして望ましい事態ではありません。



EAPプログラム内容のご紹介

従業員支援プログラム (EAP) では、職場内外のストレス要因の把握と、それによる退職・休職・パフォーマンス低下などのリスクの未然防止を目的として、従業員の皆様との 1on1 相談を実施します。その中で、把握したストレス要因に適した解決策をアドバイスいたします。

また、貴社で対応すべき事項があるような場合は、貴社に対し、適切な改善策をご提案いたします。

従業員の皆様への対応



1 on 1

「弁護士によるくらし相談」

解決

会社で対応すべき事項があり、
従業員の皆様の同意がある場合



貴社への対応



貴社へ
改善策をご提案



ご担当者様との打合せ
改善策の実施

解決

リスク予防

会社での対応事項の把握 と 改善策の実施

※従業員の方との 1on1 相談では、「貴社を相手方とするご相談」をお受けすることはありません。

貴社へ改善策をご提案するようなケースでは、弁護士は従業員の方からご意見をお聞きして、貴社にお伝えいたしますが、従業員の方に対して法的なアドバイスをすることはありません。

従業員を取り巻く問題について

従業員の皆様は、日々、以下のような問題に囲まれながら生活をしています。



夫婦関係の問題

離婚率が上昇している時代であり、日常的に「不倫」や「離婚」といった夫婦関係に関する問題が発生しています。夫婦関係の悪化には、性格の不一致だけでなく、家事・育児の役割分担の問題や、夫・妻の職場におけるストレスが影響していることもあります。

解決までにかかる費用と時間の目安	
費用	時間
慰謝料・財産分与などで数十万円から数百万円の支出が発生する可能性がある。	裁判手続きとなった場合は、解決までに少なくとも半年から1年程度。

家計管理の問題

経済的困窮などの事情により、年間約6万人が破産しています。また、経済的な事情により、子どもの教育に十分に費用をかけられないなど、家計管理に悩んでいる方が多数おられます。

解決までにかかる費用と時間の目安	
費用	時間
破産手続きなどの法的手続きに数十万円の費用。	破産手続きなど法的手続きの場合、少なくとも半年程度。

従業員が抱える問題を解決する方法

従業員のメンタルヘルスに対して、効果があると感じられる施策

他の外部機関等の活用



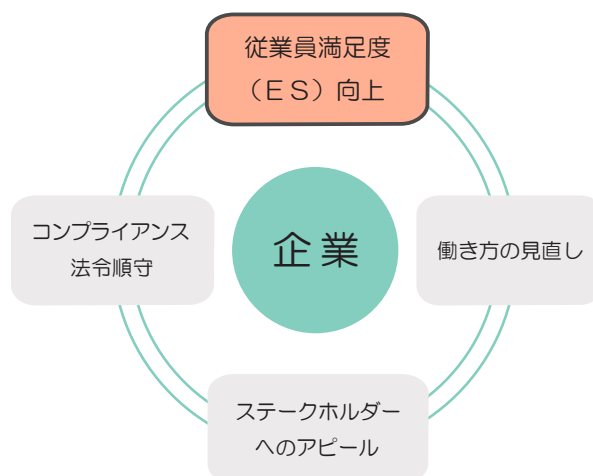
職場環境等の評価および改善



従業員支援プログラム（EAP）のメリット

コンプライアンス・法令遵守の視点のみならず、従業員満足度（ES：Employee Satisfaction）を充実させることは、企業の魅力に直結するとともに、企業の魅力に直結し、各関係者（ステークホルダー）へのアピールに繋がるとともに、企業の生産性向上、業績向上とも関係します。

そのための企業努力、働き方の見直し施策の一環として、給与や手当といった待遇面の改善だけでなく、従業員のプライベートの課題・問題・ニーズにこたえていく仕組みとなるEAP制度を役立てることができます。



ご契約から実施までの流れ

01

ご契約・費用のお支払



貴社 ⇄ 当事務所

貴社と当事務所との間でEAP契約を結びます。月々の費用は、貴社から当事務所にお支払いいただきます。

02

従業員の方からのご相談



従業員の方 → 当事務所

ご相談を希望される従業員の方から、当事務所にご連絡いただき、その上でご相談いただきます。

03

ご相談への回答



当事務所 → 従業員の方

当事務所の弁護士から、従業員の方（ご相談者）に回答いたします。
※会社に対する守秘義務があります。

04

報告書



当事務所 → 貴社

四半期ごとに、相談件数に関する報告書を提出いたします。

従業員支援プログラム（EAP）の費用

費用	通常の場合	EAPを導入した場合	
		従業員数	月額費用
	相談料 30分 5,000円～ (以降 15分ごとに 2,500円)	1名～20名 21名～50名 51名～100名 101名～ 数百名以上	月額 3,000円 月額 6,000円 月額 10,000円 月額 20,000円 要相談
サービス内容の比較			
ご来所相談	○ 相談料 30分 5,000円～ (以降 15分ごとに 2,500円)	◎ 相談料無料 (同事案につき 2回まで)	
同居の親族の方のご来所相談	○ 相談料 30分 5,000円～ (以降 15分ごとに 2,500円)	◎ 相談料無料 (同事案につき 2回まで)	
従業員の方の電話相談	×	◎ 相談料無料 (同事案につき 2回まで)	

※上記はすべて税別の金額です。 ※ご依頼となった場合は、別途費用がかかる場合がございます。

Q & A

Q 従業員に費用は発生しますか？

従業員の方のご相談料は、同一の事案について2回まで無料です。1回あたり30分を目安に、事案の概要をお聞きした上で、大まかな解決の方向性をお伝えいたします。

文書作成・チェックや具体的な交渉・裁判手続き等のサポートについては、別途費用がかかることがありますので、事前にお見積もりをいたします。その上で、当事務所にご依頼されるかどうかを、従業員の方にお決めいただきます。

Q 従業員の秘密は守ってもらえますか？

弁護士には守秘義務がありますので、秘密はもちろん守ります。貴社に対しては、相談件数のご報告をさせていただきますが、従業員の方の承諾がない限り、相談者名や相談内容等をご報告することはありません。

桑原法律事務所について

1 地域に根ざし、地域社会の発展に寄与する事務所です。

1998年に佐賀県武雄市にて開業して以来、佐賀駅前に佐賀オフィスを、福岡市博多区に福岡オフィスを開設しました。現在（2020年4月1日時点）は、総勢25名の弁護士とスタッフで多種多様なトラブルの解決のために全力を尽くしています。

2 専門性（強さ）を追求する事務所です。

交通事故から男女問題、刑事事件などに至るまで幅広い領域の法律サービスをご提供しています。幅広い業務を扱えるということは、それぞれの業務分野に関する専門知識が必要になるということです。当事務所では、各分野の専門チームを設立し、各所属弁護士が得意とする分野を持って専門性を磨いています。

3 高い接遇・対応力（優しさ）を追求する事務所です。

顧客（依頼者様）満足度に、徹底的にこだわっています。依頼者様ごとに選任フォローチーム（弁護士と事務）を立ち上げ、チーム体制でサポートしています。弁護士と事務が、それぞれの役割を担い、丁寧でスピード感のあるサービスを提供し、一般の方が気軽に相談できる事務所を目指しています。

4 「目の前の課題を解決することから、そのもう一歩先へ」を目指す事務所です。

弁護士は「相談された課題」を解決する仕事——依頼者様だけでなく、弁護士の多くがそう考えてきたように思います。当事務所では、「相談された課題」を解決するだけでなく、その背景にある「根本的な課題」に取り組むことが、依頼者様の本質的なお悩みを救うことに繋がると考えています。

これまで多種多様なご相談を受けてきた当事務所だからこそ、「目の前の課題を解決することから、そのもう一歩先へ」という考えのもと、サービスを提供しています。



お問い合わせ先



弁護士法人
桑原法律事務所

[福岡県弁護士会所属/佐賀県弁護士会所属]

- 福岡オフィス ☎ 092-409-0775
〒812-0038 福岡市博多区祇園町1番40号 大樹生命福岡祇園ビル5階
- 佐賀オフィス ☎ 0952-41-9210
〒840-0801 佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC 佐賀駅前ビル3階
- 武雄オフィス ☎ 0954-20-1455
〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町武雄7179番地1